

長野県西駒郷給食調理等業務委託契約書(案)

委託者 社会福祉法人長野県社会福祉事業団 理事長 和田 恭良 (以下「甲」という。)
と受託者 (以下「乙」という。) は、次の条項により
利用者・職員の食事の調理等業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 長野県西駒郷給食調理等業務委託
- (2) 業務の内容 利用者・職員の食事の調理等業務

(契約期間)

第3条 本契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、上記の期間において受託業務に特に問題がなければ、1年ごとに更新される。

なお、更新される場合の最長期間は令和11年3月31日までの5年間とする。

- 2 前項の期間更新は、期間満了3ヶ月前までに甲が乙に対し通知する方法で行うものとする。

(委託料)

第4条 委託料は、年額 円 (1月あたり 円) とする。

(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円)

なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税相当額は変動後の税率により計算する。

- 2 委託業務に係る経費の甲及び乙の負担区分は、長野県西駒郷給食調理業務仕様書 (以下「仕様書」という。) に定めるとおりとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。

(委託業務の内容と範囲)

第6条 この契約に基づく委託業務の内容は、仕様書に定めるとおりとする。

- 2 甲及び乙の業務分担区分は、仕様書に定めるとおりとする。

(業務実施報告及び検査)

第7条 乙は、毎月10日までに前月の委託業務の履行について、給食業務実施報告書(様式1)を甲に提出しなければならない。

2 乙は、調理業務終了後、その都度、甲の検査を受けるものとする。検査の結果、不合格となった部分については、乙は直ちに無償で手直し等の業務を行わなければならない。

3 乙は、前項に規定する手直し等を終了したときは、甲の検査を受けるとともに、作業の見直しをしなければならない。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認める場合には、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、又は必要な報告と関係書類の提出を求めることができるものとする。

(委託料の支払)

第9条 甲は、毎月、乙からの第7条第1項に規定する報告及び甲の検査の合格を受けた後、適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲は、契約の日から業務開始日の前日までの間(以下「業務準備開始期間」という。)は準備期間として、この間の対価は支払わないものとする。

(危険負担)

第10条 委託業務の履行に当たり、従事する乙の従業員(以下「業務従事者」という。)等が損害を受けたときは、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでないものとする。

(権利義務の譲渡、継承)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡及び継承してはならない。

ただし、甲が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(施設、設備等の貸与及び保守)

第13条 甲は、委託業務に必要な施設、設備及び機械器具等(以下「施設設備等」という。)を乙に無償で貸与するものとし、乙は甲に対し、給食施設等借用書(様式2)を提出するものとする。

2 前項に規定する施設設備等の明細については、仕様書に定めるものとする。

- 3 乙は、貸与された施設設備等を良好な管理のもとに使用するとともに、委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- 4 乙は、貸与された施設設備等に修理等の必要が生じたときは、甲に報告しなければならない。甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理するものとし、乙の責に帰すべき事由により、消失又はき損したときは、乙は、代品を納入し、又は修理その他の原状回復に必要な費用を負担するものとする。
- 5 乙は、甲から貸与された施設設備等以外の物品を調理施設内に持ち込むときは、事前に甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、業務委託が完了したときは、施設設備等を甲に返還するとともに、前項により設置した物品についても、速やかに原状に復して、明渡ししなければならない。この場合、甲は乙の立ち会いの上、施設設備等の検査を行うものとする。

(損害賠償の責任)

- 第 14 条 乙は、委託業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき理由による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に規定する感染症、その他食中毒等食品衛生に係る事故などのため、甲（甲の職員を含む。）及び利用者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでないものとする。

(免責事項)

- 第 15 条 天災その他、不可抗力の事由等により、乙の履行が不能又は困難となった場合、甲が被る損害について、乙は、その責を負わないものとする。

(業務責任者)

- 第 16 条 乙は、委託業務の履行に当たり、業務従事者の中から責任者を定め、甲に報告するものとする。また、業務責任者に変更があった場合も、速やかに甲に報告するものとする。
- 2 業務責任者は、他の業務従事者を指揮監督するとともに、委託業務の管理及び甲との連絡調整等の任にあたるものとする。

(契約内容の変更)

- 第 17 条 甲は、必要があると認められるときは、乙との協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更することができるものとする。
- 2 甲は、前項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約の解除)

- 第 18 条 甲または乙は、契約期間中に本契約を解除、または契約の一部を変更しようとする

きは、3ヶ月前までに相手方に申し出、協議することとする。ただし、次の各号の一に該当した場合は、甲または乙に弁明の機会を与えた後、期間を定め本契約を解除することができる。契約の解除が甲の事由による場合は、甲は利益を喪失するとともに、乙の事業実績の部分に対し、即時委託料残額を一括して支払うものとする。

- (1) 乙が契約を履行しないとき。
- (2) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (3) 乙が本契約に違反したとき。
- (4) 乙の従業員が不正または違法の行為を行い、甲が業務の遂行ができないと認めるとき。
- (5) 甲の弁明の期日に乙またはその代理人が出席しなかったとき。
- (6) 甲または乙に、委託料支払いの遅延、委託業務の不履行等甲乙間の信頼関係を破壊するに足る違反事由があったとき。
- (7) 甲または乙に支払いの停止、手形の不渡り事故、破産、会社更生、競売の申し立て、差し押え、滞納処分の事由があったとき。
- (8) 前条項に準じて、著しく社会的信用を失墜する行為があったとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 18 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 7 項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第 65 条若しくは第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 50 条第 5 項の規定により、確定したとき。
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 19 条 乙は、その責に帰すべき事由により、第 3 条及び第 7 条の履行がないときは、当該期限の翌日から履行日までの日数に応じ、委託料に対して年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第 9 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払

わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対して年 2.5% の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、第 18 条及び第 18 条の 2 の規定により契約が解除されたときは、第 5 条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、第 1 項又は第 3 項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、第 18 条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。

(賠償の予約)

- 第 20 条 乙は、第 18 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 号から第 3 号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密の保持)

- 第 21 条 甲及び乙は、委託業務の履行にあたり、知り得た相互の情報を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、乙の業務従事者についても、前項を遵守させるとともに、本契約の解除及び期間満了後も同様とする。

(業務の代行)

- 第 22 条 乙は火災、労働争議、業務停止等の事情によりその業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者として丙を指定しておくものとする。
- 2 乙の申し出により甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙は乙に代わってこの契約書の規定に従い業務を代行しなければならない。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(業務の引継)

- 第 23 条 乙は、業務開始準備期間における実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、施設運営に混乱及び支障をきたさないよう誠実に対処しなければならない。
- 2 乙は、履行期間終了の次年度以降、別の業者に業務を引継ぐ場合は、1 月から 3 月までの

3ヶ月において、業務の継続と引継を円滑に行うものとする。なお、引継に当たっては、甲及び新しい受託者と協議の上、引継書を作成し、甲に提出するものとする。

(疑義の解決)

第24条 この契約（仕様書を含む。）に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議をして定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙及び代行者丙が記名押印の上、甲、乙が
1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 長野市大字高田 364 番地 1
代表者名 社会福祉法人長野県社会福祉事業団
理事長 和田 恭良

乙 所在地
代表者名

丙 代行者 所在地
代表者名